別表四を次のように改める。

別表四　作業船

次のいずれかに該当する原動機を有している船舶

一　海防法施行令第十一条の七の表第一号中欄イからへまで及び第二号中欄イから八までに掲げる原動機（平成二十七年改正令附則第二項各号に掲げるものを除く。）であって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあっては、イに掲げる放出海域で使用する場合にはイに定める値以下となり、かつ、ロに掲げる放出海域で使用する場合にはロに定める値以下となるもの）

イ　海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値

ロ　海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値

二　平成二十七年改正令附則第二項各号に掲げる原動機のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの

附　則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百六十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第一項（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示

（用語）

第一条　この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一　「車両中心線」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第五号の車両中心線をいう。

二　「上向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）にあってはその下端がその上端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあってはその上端がその下端よりも前方にある状態をいう。

三　「下向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあってはその上端がその下端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあってはその下端がその上端よりも前方にある状態をいう。

四　「左向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあっては当該自動車の右側面に近い部分が当該自動車の左側面に近い部分よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあっては当該自動車の左側面に近い部分が当該自動車の右側面に近い部分よりも前方にある状態をいう。

（自動車登録番号標等の表示の位置）

第二条　道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第八条の二第一項（規則第二十四条（規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の告示で定める位置は、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された自動車登録番号又は車両番号標に記載された車両番号（以下「自動車登録番号等」という。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置とする。

（自動車登録番号標等の表示の方法の基準）

第三条　規則第八条の二第二項第一号（規則第二十四条（規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び第四十三条の七において準用する場合を含む。）及び第四十三条の七において準用する場合のものとする。

一　自動車の前面の自動車登録番号標等にあっては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き十度以下若しくは下向き十度以下であること。

二　自動車の後面の自動車登録番号標等であって、その上端が地上面から一・二メートル以下の高さの位置にある場合にあっては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き四十五度以下若しくは下向き五度以下であること。

三　自動車の後面の自動車登録番号標等であって、その上端が地上面から一・二メートルを超える高さの位置にある場合にあっては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き二十五度以下若しくは下向き十五度以下であること。

四　自動車の前面の自動車登録番号標等にあっては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き十度以下であること。

五　自動車の後面の自動車登録番号標等にあっては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き五度以下であること。

六　自動車登録番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。

七　自動車登録番号標等を確実に取り付けることによって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあっては、脱落しないように取り付けることによって表示していること。

八　前各号に掲げるもののほか、自動車登録番号等の識別に支障が生じない方法によって表示していること。

2　規則第二十四条（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る部分に限り、規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び第四十三条の七（二輪の小型自動車に係る部分に限る。）において準用する規則第八条の二第二項第一号の告示で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一　臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標（以下「臨時運行許可番号標等」という。）の上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対する角度が上向き四十度以下若しくは下向き十五度以下であること。

二　臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行であること。

三　臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。

四　臨時運行許可番号標等を確実に取り付けることによって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあっては、脱落しないように取り付けることによって表示していること。

五　前各号に掲げるもののほか、臨時運行許可番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないことその他の臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号の識別に支障が生じない方法によって表示していること。

3　規則第六十三条の八において準用する規則第八条の二第二項第一号の告示で定める基準は、前項各号に掲げるものとする。